

平成 26 年度定例監査の結果報告（第 2 回）について

概 要 版

1 平成 26 年度定例監査の実施予定機関数

9 8機関（県の機関 7 2機関，財政的援助団体 2 6機関） 【根拠：地方自治法第 199 条】

2 定例監査結果（平成 26 年 12 月 1 日決定分）の概要

（今回の監査対象機関） 25 機関

（うち指摘事項等を付した機関） 13 機関（指摘事項 17 件，改善を求める事項 15 件，検討要請事項 5 件）

<参考> 25 年度の同時期監査実施機関数：25 機関

（1）機関別監査結果

| 所 管 | 監査対象機関数 | | 監査結果 | | | 〈参考〉 文書指導 事項 |
|-------|---------|-------------------|------|--------------|------------|--------------------|
| | | うち指摘事項等 を付した機関 | 指摘事項 | 改善を求め る事項 | 検討要請 事項 | |
| 知事部局 | 21 | 11 | 16 | 14 | 4 | 18 |
| 教育委員会 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 警察本部 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | 25 | 13 | 17 | 15 | 5 | 19 |

※一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

（2）性質別監査結果

注（ ）内は，平成 25 年度同時期の監査結果件数

| 内 容 | 指摘事項 | 改善を求め る事項 (意見) | 検討要請 事項 (付記) | 〈参考〉 文書指導 事項 |
|---------------------------|----------|----------------------|--------------------|--------------------|
| 収入（長期未納（滞納繰越分）など） | 2 (11※1) | 6 ※2 (0) | 0 (0) | 0 |
| 支出（委託業務や物品購入の契約事務など） | 9 (16) | 4 (10) | 0 (6) | 14 |
| 財産（行政財産の使用許可，現金及び物品の管理など） | 4 (0) | 1 (1) | 1 (2) | 3 |
| 工事（工事や補償に係る事務など） | 2 (5) | 0 (1) | 0 (0) | 2 |
| その他 | 0 (0) | 4 (4) | 4 (5) | 0 |
| 合 計 | 17 (31) | 15 (16) | 5 (13) | 19 |

※1 平成 25 年度同時期の件数 11 件のうち 9 件は長期未納に係るもの

※2 2 件は長期未納に係るもの

（参考） 監査結果区分

| 監査結果区分 | 内 容 | 変更点 |
|-----------------------|--|---|
| 指摘事項 (措置状況報告要) | 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり，速やかに是正を求めるもの（軽微なものを除く） | ・軽微なものは「文書指導事項」とし，除外 ・長期未納を「改善を求める事項」へ区分変更 |
| 改善を求める事項 (措置状況報告要) | 指摘には至らないが，改善を求めるもの（長期未納のうち改善を求めるものを含む） | 区分名変更 「意見」⇒「改善を求める事項」 |
| 検討要請事項 (措置状況報告不要) | 業務の執行等において今後検討を要請するもの | 区分名変更 「付記」⇒「検討要請事項」 |

※平成 26 年度監査執行分から，監査結果区分を変更している。

3 主な指摘事項等の内容

(1) 小型家電の廃棄処分について（検討要請事項）

【会計管理部】

廃棄物処分業務においては、使用済パソコンなどの小型家電を含め、本庁各部局において不要となった物品を集約し、産業廃棄物として処分している。

上記処分方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく適正な処分方法であるが、使用済パソコンなど小型家電の処分については、平成25年4月1日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行され、消費者・事業者・市町等の関係者が協力し、国が認定した業者に委託して再資源化を促進する制度が開始されている。

当該制度に基づく処分については、法的義務はないものの、国の認定を受けた事業者（認定事業者）による個人情報漏えい防止対策など一定の安全性が確保されており、循環型社会の推進に寄与することから、関係部局と連携の上積極的な活用を検討していただきたい。（総務事務課）

ア 検討要請事項の趣旨

- 各所属で購入したパソコンなどの小型家電については、不要となった場合、所属で情報漏えい防止措置を行った後、一括して総務事務課において産業廃棄物として処分されている。
- 平成25年4月1日から小型家電リサイクル法が施行され、使用済パソコン等の再資源化が進められていることから、県として積極的な活用の検討を要請するものである。（平成25年度に総務事務課で一括処分したもののうち、当該制度対象の小型家電は141台）

イ 小型家電リサイクル法の概要（環境省パンフレット等から抜粋）

○目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

○対象品目

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定（パソコン、携帯電話、デジタルカメラ等）

○処理方法

国の認定を受けた認定事業者が、回収された小型家電を分解・破砕し（個人情報対策も実施）、金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属精錬事業者が金属資源として再生。消費者分は市町が回収するが事業分は直接認定事業者へ引き渡す必要がある。（広島県内に本社がある認定事業者：2者）

(2) 使用料の徴収について（指摘事項及び改善を求める事項）

【環境県民局】

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続がされていないものや遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

【改善を求める事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料徴収については、平成24年度監査において適正な事務処理に努めるよう指摘しているところであるが、今回監査においても平成24年度に続いて収入手続が行われていないものなどがあった。

このような不適正な事務処理を繰り返し行ったことを重く受け止め、事務処理方法について再点検するなど、適正な事務処理が行われるよう取り組む必要がある。（文化芸術課）

ア 使用料の徴収に関する制度概要

【行政財産の使用料に関する条例】

- 行政財産を使用する者は、条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。
- 使用期間が複数年にわたるときは、当該年度に係る使用料は4月30日までに納付しなければならない。（条例第4条）

イ 未徴収及び遅延の状況

・未徴収のもの（平成26年7月4日職員調査確認時）

| 使用許可財産（行政財産） | 内 容 | 金 額 |
|--------------------|-----------|---------|
| 土地（広島県民文化センター） | 電力ケーブル | 1,500円 |
| 建物（広島県民文化センター） | 自動販売機 外1件 | 14,000円 |
| 建物（広島県民文化センターふくやま） | 自動販売機 外2件 | 45,920円 |
| 合 計 | 6件 | 61,420円 |

・遅延したもの（収入手続が遅れたもの）

| 使用許可 | 内 容 | 納付期限 | 金 額 |
|----------------|-----|---------|--------|
| 土地（広島県民文化センター） | 電柱 | H26.5.9 | 1,500円 |

ウ 指摘事項及び改善を求める事項の趣旨

- 担当者の不注意による調定漏れや遅延等により、収入手続が適正に行われていなかった。
- 平成24年度にも同様の指摘をしていたが、再度同じ案件で徴収漏れがあったことから、指摘に加えて改善を求める事項を付したものである。（平成25年度は適正に処理されていた。）

（参考）平成24年度の監査委員による指摘の概要

行政財産の使用料徴収において、収入手続がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

建物（広島県立文化芸術ホール）30,800円、土地（広島県民文化センター）2件3,000円

(3) 道路・河川等占用料の請求漏れについて（改善を求める事項） 【土木局】

【改善を求める事項】

道路・河川等占用料の請求漏れについて

道路・河川等の占用許可に係る占用料について、土木局が調査したところ、平成21年度から平成25年度の5年間で合計86件、1,894,074円の請求漏れが判明した。

この請求漏れを受けて、監査委員が、占用許可の事務を行っている建設事務所を調査したところ、上記の判明分以外にも新たな請求漏れがあることが確認されたところである。

これらの請求漏れが生じた原因については、土木局においても分析を行っているところであるが、特に次のような問題がある。

- ・ 占用許可事務で使用している公物占使用許可システム（以下「システム」という。）において、占用料を徴収する必要があるもので占用許可期間内であるにもかかわらず、収入手続が行われていない案件に対する警告を発する機能や検索機能がないこと。
- ・ 大口占用者に対する徴収を一本化するため、毎年許可更新を行い、更新以前の許可分に新規の占用許可の追加及び撤去された占用物件の整理を行い、複数の許可を一件にとりまとめて更新手続を行っているが、システムに名寄せ機能がないことから、担当職員が手作業で行っていること。
- ・ これらの作業が担当者任せとなっており、上司等によるチェックが徹底されていないこと。

については、請求漏れに係る原因の分析を十分に行うとともに、建設事務所における占用許可の事務処理の標準化を図り、その上で、財務会計システムとの連携を含めたシステムの改修を検討するなど再発防止に早急に取り組む必要がある。（道路河川管理課、港湾振興課）



注) 大口占用者：複数の占用許可を受けている者

ア 公物占使用許可システムの概要

- 紙による台帳管理を電子的に管理するため、平成15年度に導入されており、道路・河川・港湾・漁港・海岸・公有水面に係る許認可の事務処理を支援するためのシステムである。
- 主な機能は、起案書類の作成、占用料の計算、許可証の出力、調定を必要とするデータの抽出など。
- 財務システムとは連動していないため、調定内容は、財務会計システムへ直接入力又はバッチ処理による連携により、データを引き渡す必要がある。

イ 改善を求める事項の趣旨

《特に問題となる点》

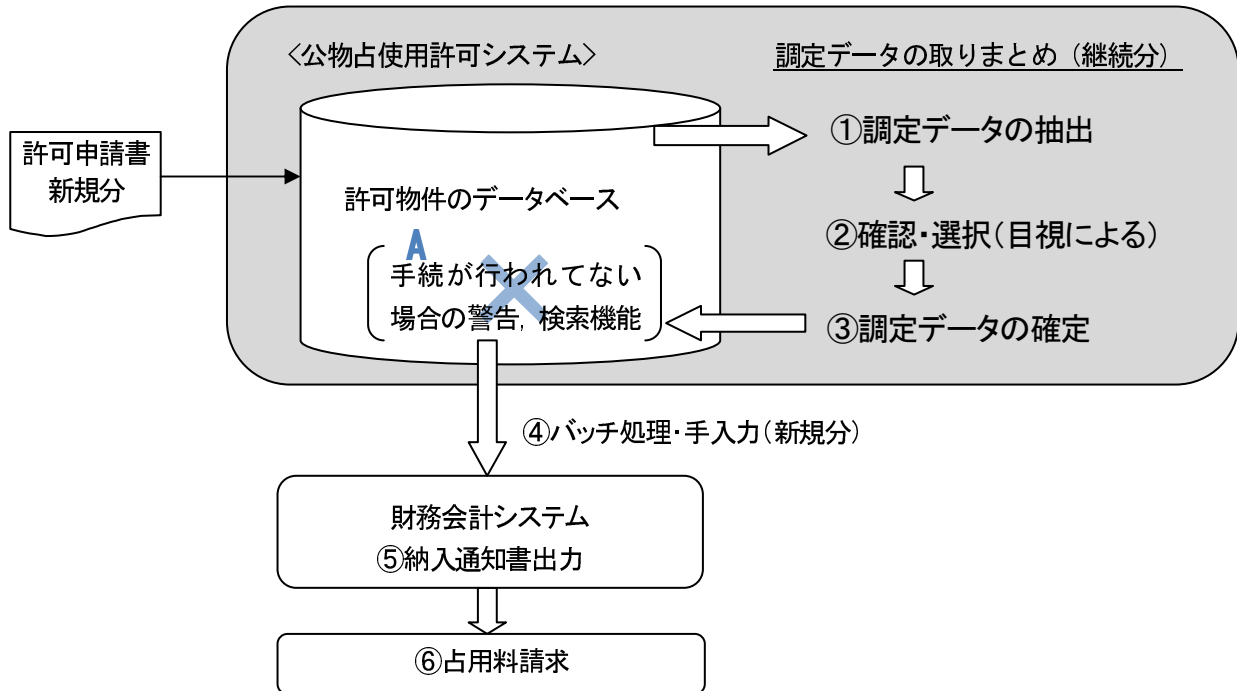
- 公物占使用許可システムに、収入手続が行われていない案件に対する警告を発する機能や検索機能がない。…右図 
- 大口占用者に対する徴収を一本化するための作業を担当職員が手作業で行っている。…右図 
- 上司等によるチェックが徹底されていない。

《改善を求める点》

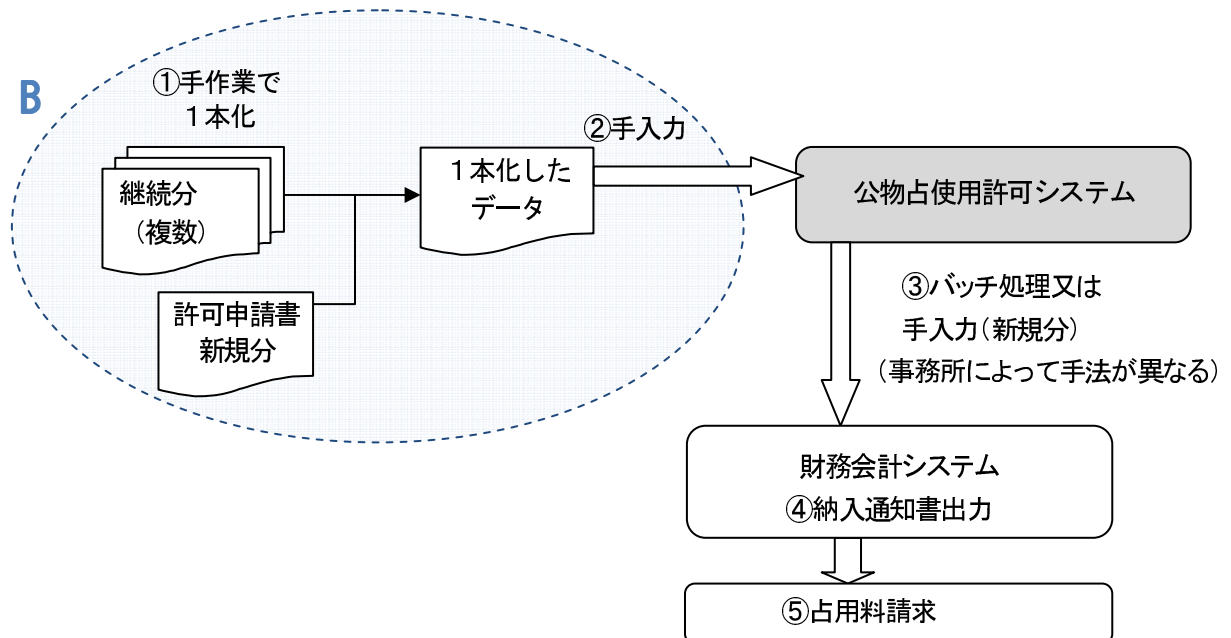
- 事務処理の標準化
- 財務会計システムとの連携を含めたシステムの改修

占用料請求に係る事務処理の流れ

【一般の占有者】



【大口占有者】同一の占有者に多数の納入通知書を発行しなくても済むよう、一般と異なる事務処理を実施（システムに名寄せ機能がないため手作業で一本化）



4 監査対象機関別の監査結果について

| | 知事部局等 | 指摘事項 | 改善を求 める事項 | 検討要請 事項 |
|----|----------------|------|--------------|------------|
| 1 | 会計管理部 | 2 | 0 | 1 |
| 2 | 危機管理監 | 0 | 0 | 1 |
| 3 | 総務局 | 5 | 1 | 0 |
| 4 | 県立文書館 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 県立総合技術研究所 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 地域政策局 | 3 | 0 | 0 |
| 7 | 環境県民局 | 2 | 1 | 0 |
| 8 | 健康福祉局 | 2 | 2 | 0 |
| 9 | 商工労働局 | 0 | 1 | 0 |
| 10 | 農林水産局 | 0 | 2 | 0 |
| 11 | 土木局 | 1 | 6 | 0 |
| 12 | 企業局 | 0 | 1 | 2 |
| 13 | 病院事業局 | 0 | 0 | 0 |
| 14 | 議会事務局 | 0 | 0 | 0 |
| 15 | 選挙管理委員会事務局 | 1 | 0 | 0 |
| 16 | 監査委員事務局 | 0 | 0 | 0 |
| 17 | 人事委員会事務局 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 労働委員会事務局 | 0 | 0 | 0 |
| 19 | 収用委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 20 | 広島海区漁業調整委員会事務局 | 0 | 0 | 0 |
| 21 | 内水面漁場管理委員会事務局 | 0 | 0 | 0 |
| | 計① | 16 | 14 | 4 |

| | 教育委員会 | 指摘事項 | 改善を求 める事項 | 検討要請 事項 |
|----|-------------|------|--------------|------------|
| 22 | 教育委員会事務局 | 0 | 1 | 1 |
| 23 | 県立埋蔵文化財センター | 0 | 0 | 0 |
| | 計② | 0 | 1 | 1 |

| | 警察本部等 | 指摘事項 | 改善を求 める事項 | 検討要請 事項 |
|----|-------|------|--------------|------------|
| 24 | 警察本部 | 1 | 0 | 0 |
| 25 | 警察学校 | 0 | 0 | 0 |
| | 計③ | 1 | 0 | 0 |

| | | | | |
|--|---------|----|----|---|
| | 総計①+②+③ | 17 | 15 | 5 |
|--|---------|----|----|---|

5 監査結果の概要

【知事部局】

| | 機 関 名 | 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項 |
|---|-----------|--|
| 1 | 会計管理部 | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 備品出納簿による記録管理がされていなかったもの イ 産業廃棄物処分の許可を受けていない業者に委託しており、当該業者は、処分業務の一部を他の業者へ再委託していたもの <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小型家電の廃棄処分について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行され、再資源化を促進する制度が開始されており、この制度の積極的な活用を検討を求めたもの |
| 2 | 危機管理監 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進事例を参考に、防災対策を強化する仕組みづくりを進めるよう検討を求めたもの |
| 3 | 総務局 | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 委託契約において不適正な事務処理があったもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 中間処分地の所在地等が契約書に記載されていなかった (イ) 受託者の産業廃棄物処分業許可証の写しが契約書に添付されていなかった イ 公募型プロポーザルにおいて不適正な事務処理があったもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 審査後に作成すべき随意契約の執行荷が作成されていなかった (イ) 参加資格要件の確認結果通知を文書で行ってなかった ウ 重要物品の不用の決定及び廃棄の手続を行ってなかったもの <p>【改善を求める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託契約における履行確認が不十分であったもの <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 4 | 県立文書館 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 5 | 県立総合技術研究所 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 6 | 地域政策局 | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 金庫の開錠ができなくなっていたもの イ 郵便切手の使用について、郵便切手受払簿への記載をせず、受払及び使用を行っていたもの ウ 公募型プロポーザルの審査後に作成すべき随意契約の執行荷が作成されていなかったもの <p>【改善を求める事項】</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |

| | 機 関 名 | 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項 |
|----|-------|--|
| 7 | 環境県民局 | <p>【指摘事項】</p> <p>ア 行政財産使用料の収入手続がされていないものや遅延していたもの イ 普通財産貸付料の収入手続が遅延していたもの</p> <p>【改善を求める事項】</p> <p>○ 行政財産使用料徴収について、平成24年度に収入手続を行っていない旨の指摘をしたにもかかわらず、今回も収入手続がされていないもの等があったため、適正な事務処理に取り組むよう求めたもの</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 8 | 健康福祉局 | <p>【指摘事項】</p> <p>ア 委託契約において、業務内容が本来委託する内容と異なった契約書を作成し、そのまま検査を行っていたもの イ 消費税率変更に伴う契約額の変更を行っていなかったもの</p> <p>【改善を求める事項】</p> <p>ア 長期未納(滞納繰越分)があり、縮減に向けての一層の取組を求めたもの イ 返還金及び負担金の徴収について、5月29日、30日を納期限としたため、収入未済となっていたことから、処理期間を考慮した納期限とし、早期の納入通知書の発行を求めたもの</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 9 | 商工労働局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】</p> <p>○ 所管の出資法人株式会社ひろしまイノベーション推進機構の資金の運用について、適切な調整を行うよう求めたもの</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 10 | 農林水産局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】</p> <p>ア 補助金の額の確定について実績報告書の提出から額の確定まで4か月余りの期間を要しているため適切な期間で額の確定を行うよう求めたもの イ 県営林事業費特別会計について、財務書類の作成・公表を求めたもの</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 11 | 土木局 | <p>【指摘事項】</p> <p>○ 工事請負契約において、完成検査を合格としながら、簡易な改善措置を指示し、この措置が完了する前に引渡書を受領していたもの</p> <p>【改善を求める事項】</p> <p>ア 現金の管理について、金庫の鍵の管理や現金出納簿と実際の現金の保管状況の確認を徹底する等厳格な管理を求めたもの イ 道路・河川等占用料の請求漏れについて、原因分析と事務処理の標準化を図り、システムの改修等を含めた再発防止に取り組むよう求めたもの ウ 道路・河川等占用料の請求漏れについて、委員監査や決算審査作業において、何ら情報提供がなされなかったことから、速やかな情報の提供を求めたもの エ 委託契約において、他にも受託可能な者があるにもかかわらず、特定の者と随意契約を行っていたため、適切な方法による執行を求めたもの オ 単独補助金の額の確定について、実績額の裏付けとなる支出根拠書類の写しの徴取及び現地調査が実施されていなかったため、一定の経理審査を実施するよう求めたもの カ 港湾特別整備事業費特別会計及び流域下水道事業費特別会計について、財務書類の作成・公表を求めたもの</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |

| | 機 関 名 | 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項 |
|----|----------------|--|
| 12 | 企業局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】</p> <p>○ 延滞金の調定を行っていなかったため、調定を行い、未収金として計上するよう求めたもの</p> <p>【検討要請事項】</p> <p>ア 土地造成事業に係る企業債の償還財源を確保することや、今後の土地造成事業の在り方について、県民への説明責任を果たすこと等を求めたもの</p> <p>イ 建物等の貸付に係る会計処理について、収益と費用の計上区分が対応するよう広島県公営企業財務規程の改正の検討を求めたもの</p> |
| 13 | 病院事業局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 14 | 議会事務局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 15 | 選挙管理委員会事務局 | <p>【指摘事項】</p> <p>○ 公募型プロポーザルの審査後に作成すべき随意契約の執行伺が作成されていなかったもの</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 16 | 監査委員事務局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 17 | 人事委員会事務局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 18 | 労働委員会事務局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 19 | 収用委員会 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 20 | 広島海区漁業調整委員会事務局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 21 | 内水面漁場管理委員会事務局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |

【教育委員会】

| | 機 関 名 | 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項 |
|----|-------------|--|
| 22 | 教育委員会事務局 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての一層の取組を求めたもの <p>【検討要請事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広島商業高等学校におけるアプリケーション・ソフト導入用プリペイドカードの未使用の実態を踏まえ，予算執行の事前調査・調整の徹底及びI C T教育環境の整備の推進を求めたもの |
| 23 | 県立埋蔵文化財センター | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |

【警察本部】

| | 機 関 名 | 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項 |
|----|-------|--|
| 24 | 警察本部 | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づいた市町への建設工事の通知を行っていなかったもの <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |
| 25 | 警察学校 | <p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p> |